

議事要旨(2) 無形資産に係る検討について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）及び市原専門研究員より、無形資産に関して、「無形資産に関する会計基準（案）」及び「ソフトウェアに関する会計基準（案）」の全体の構成、研究開発の成果を自社の研究活動に利用する場合の取扱いに関する検討の方向性について、資料に基づき説明がなされた。その後、以下のとおり、質疑応答が行われた。

- ・ある委員から、「無形資産に関する会計基準（案）」は、ブランドの創設に係る支出を発生時に費用処理する文案としているが、「ブランド」には会社全体のブランドの他、個別プロジェクトに関連した商標権的なブランドもあるので明確に書くべきであるという意見があった。これに対して事務局より、IAS 第 38 号と同様の表現を使用しているが、意見を踏まえ検討する旨の回答があった。

- ・同じ委員から、IAS 第 38 号自体が多くの問題を指摘されており、米国基準とも差異があり、また、比較可能性、恣意性、意思決定有用性、監査対応の可能性の問題、我が国固有の制度上の問題などさまざまな課題を含んでいる会計基準と思われるので、ASBJ の公開草案はこの方向性で関係者の意見を募ることでよいが、よく作成者の意見を聞いてもらいたいという指摘があった。これに対して事務局より、委員会審議の他、個別企業へのヒアリングも実施しており、引き続き、作成者をはじめ市場関係者の意見を踏まえ検討していく旨の回答があった。

- ・同じ委員から、「無形資産に関する会計基準（案）」は、無形資産の認識要件に将来の経済的便益の蓋然性要件を含む文案としているが、IASB の負債プロジェクトが蓋然性要件を削除する検討をしていることとの整合性はなくてよいかという指摘があった。これに対して事務局より、IAS 第 38 号と同様に蓋然性要件を含めているが、日本基準としてどのように定めるべきか検討すると、経済的便益をもたらす蓋然性が高いことは資産計上の重要な要件と考えられる旨、また、IASB は可能性が低くても負債を計上することを検討しているが、負債サイドと資産サイドでは異なる側面があると考えられる旨の回答があった。

- ・別の委員から、「無形資産に関する会計基準（案）」は、開発費の償却開始時期について、資産が使用可能になったときという文案としているが、フェーズごとの連続的な研究開発において、ある研究開発の成果が次の研究開発に利用されるという関係にあるため、使用可能になった時点とは何か詰めておく必要があるという意見があった。これに対して事務局より、研究開発活動の形態が業種によって異なると考えられ、多様なケースに網羅的に対応できる具体的な記述は難しいと考えられることから、一般的な考え方を示すシンプルベースの文案としているが、意見を踏まえ、実務上対応を容易にする記述を行うことが可能か検討する旨の回答があった。

- ・また、別の委員から、「ソフトウェアに関する会計基準（案）」は、「無形資産に関する会計

基準(案)」と項目建て等の書きぶりが異なるが、揃える予定はないのかという質問があった。これに対して事務局より、ソフトウェアについては現行基準に基づいて既に会計実務が定着していることを踏まえると、必要最小限の見直しを行い、無形資産会計基準との整合性を図る方向で検討している旨の回答があった。

最後に、西川委員長より、今回示している検討の方向性で進めていくことについて確認があり、異論は出されなかった。

以 上